

平成29年度 教育行政執行方針

～学校教育・社会教育の推進を目指して～



教育長 前田 勝広

平 成28年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

福島町教育委員会は、新教育委員会制度のもと、「総合教育会議」を通して町長と緊密な連携を図り、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しながら、教育行政の担い手として、より高い使命感をもって教育の充実に取り組みます。

現在の子どもたちが生きる未来の社会は、生産年齢人口の減少と国際社会の進展や科学技術の急速な発展などにより、激しく変化していくことが予想され、そのような社会を生き抜く力を一人ひとりに育成すること、町の担い手としての強い意志や高い意欲をもった人を育むことが、福島町の教育に課せられた重要な責務であると考えています。

このような中で、国においては次期学習指導要領の改訂が進められています。改訂の方向性を「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実」とし、「何ができるようになるのか」、「何を学ぶのか」、「どのように学ぶのか」に重点を置き、「社会に開かれた教育課程」を実現するとしています。改訂ス

ケジュールについては、本年度を周知徹底期間とし、平成30年度から2年間の先行実施を受けて、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度からそれぞれ全面実施予定となっています。

このため、各学校と次期学習指導要領の先行実施を視野に入れながら学校運営協議会（コミュニティスクール）の指定及び全児童生徒へのタブレットの配置に向けて、十分に協議を行い取り組みます。それでは、第5次福島町総合計画及び第6次福島町社会教育中期計画に基づき、各分野における主要な施策について申し上げます。

生涯学習の推進体制

推進体制

町 民の自主的な生涯学習活動が円滑に行われるように、「第6次福島町社会教育中期計画」に基づき、町民一人ひとりの活動を支援するための体制づくりが重要です。このため、引き続き文化・体育団体と連携し、団体内での指導者の育成を図りつつ、「生涯学習指導者名簿」への登録人数の増に努めます。

生涯学習の専門的な事業を円滑に進めるために、昨年11月末に北海道教育委員会に対して、平成29年度社会教育主事の派遣希望調書を提出させていただきました。派遣についての内定を2月22日付けでいただきました。今後は、派遣主事と連携し生涯学習事業の充実を図るとともに、事務局職員の専門職としての養成に向けて計画的に取り組めます。

図書室、図書活動

図

書活動につきましては、「子ども読書活動推進計画」に基づき、0歳から18歳までの子どもを中心に置きながら、福祉センター図書室及び吉岡総合センター図書室及び吉岡総合センターにおける図書貸出事業等による、より多くの町民の皆さんが読書に親しむことのできる環境の充実に努めます。

なお、読書活動推進計画の計画期間が本年度で終期を迎えることから、新たな読書活動推進計画を策定いたします。

